

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年8月11日

【会社名】 ダイハツディーゼル株式会社

【英訳名】 DAIHATSU DIESEL MFG.CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 堀田 佳伸

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

【電話番号】 06-6454-2332

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 水科 隆志

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

【電話番号】 06-6454-2331

【事務連絡者氏名】 管理統括本部総務室長 栗田 貴子

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 42,886,800円
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年8月11日付で第61期第1四半期報告書を近畿財務局長に提出いたしました。これに伴い、2020年7月20日に提出した有価証券届出書及び2020年7月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、その記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第三部【追完情報】

(訂正前)

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月30日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

< 中略 >

第3 最近の業績の概要について

2020年7月30日開催の取締役会において決議された第61期第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。ただし、この四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,170	21,584
受取手形及び売掛金	18,820	15,939
たな卸資産	12,974	13,857
その他	2,125	1,659
貸倒引当金	13	12
流動資産合計	55,078	53,029
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,254	10,076
機械装置及び運搬具（純額）	6,366	6,272
土地	5,088	5,084

建設仮勘定	132	202
その他（純額）	714	676
有形固定資産合計	22,554	22,313
無形固定資産	1,139	1,065
投資その他の資産		
投資有価証券	2,583	2,517
長期貸付金	0	0
繰延税金資産	3,586	3,628
その他	671	632
貸倒引当金	55	57
投資その他の資産合計	6,786	6,722
固定資産合計	30,480	30,101
資産合計	85,558	83,130
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,661	7,357
電子記録債務	5,789	5,245
短期借入金	4,455	4,568
リース債務	511	493
未払法人税等	645	150
賞与引当金	670	245
役員賞与引当金	51	12
未払費用	2,724	2,588
その他	1,838	2,617
流動負債合計	24,347	23,280

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
固定負債		
長期借入金	10,036	9,612
リース債務	737	644
役員退職慰労引当金	76	58
退職給付に係る負債	6,913	6,930
資産除去債務	193	193
その他	2,608	2,381
固定負債合計	20,565	19,821
負債合計	44,912	43,102
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,434	2,434
資本剰余金	2,191	2,191
利益剰余金	36,578	36,033
自己株式	28	90
株主資本合計	41,175	40,569
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	155	167
為替換算調整勘定	141	186
退職給付に係る調整累計額	591	564
その他の包括利益累計額合計	576	584
非支配株主持分	46	44
純資産合計	40,645	40,028
負債純資産合計	85,558	83,130

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第 1 四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
売上高	11,802	12,689
売上原価	9,437	10,525
売上総利益	2,364	2,163
販売費及び一般管理費		
販売費	1,865	1,706
一般管理費	556	568
販売費及び一般管理費合計	2,421	2,275
営業損失()	56	111
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	33	16
持分法による投資利益	4	-
業務受託料	19	1
貸倒引当金戻入額	1	1
雑収入	51	35
営業外収益合計	111	55
営業外費用		
支払利息	26	23
持分法による投資損失	-	21
為替差損	13	5
雑損失	40	8
営業外費用合計	81	58
経常損失()	26	115
特別利益		
固定資産売却益	0	0
その他	15	-
特別利益合計	15	0
特別損失		
固定資産売却損	2	0
固定資産廃棄損	3	4
特別損失合計	5	4
税金等調整前四半期純損失()	16	120
法人税、住民税及び事業税	65	102
法人税等調整額	43	59
法人税等合計	22	43
四半期純損失()	38	163
非支配株主に帰属する四半期純損失()	1	2
親会社株主に帰属する四半期純損失()	36	160

四半期連結包括利益計算書

第 1 四半期連結累計期間

(単位：百万円)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日
------------------------------------	------------------------------------

	至 2019年 6月30日)	至 2020年 6月30日)
四半期純損失()	38	163
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11	11
為替換算調整勘定	23	3
退職給付に係る調整額	0	27
持分法適用会社に対する持分相当額	87	41
その他の包括利益合計	124	7
四半期包括利益	162	170
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	160	168
非支配株主に係る四半期包括利益	1	2

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計	調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	船用機関 関連	陸用機関 関連	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	10,313	724	11,037	764	11,802	—	11,802
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	10,313	724	11,037	764	11,802	—	11,802
セグメント利益又 は損失()	758	301	456	42	499	556	56

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機器関連事業、不動産賃貸関連事業、売電関連事業及び精密部品関連事業を含んでおります。

セグメント利益又は損失の調整額は全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計	調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	船用機関 関連	陸用機関 関連	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	11,585	444	12,030	659	12,689	—	12,689
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—

計	11,585	444	12,030	659	12,689	—	12,689
セグメント利益又は損失()	764	339	425	31	457	568	111

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機器関連事業、不動産賃貸関連事業、売電関連事業及び精密部品関連事業を含んでおります。
 セグメント利益又は損失の調整額は全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(訂正後)

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月11日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

< 中略 >

「第3 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

(訂正前)

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月26日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期第1四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月11日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹 山 直 孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 戸 康 嗣 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイハツディーゼル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。